

徳島県告示第六百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和四年十月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
海部郡牟岐町大字中村字清水一五四の六、一六の八、一六〇の九
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由  
道路用地とするため